

意見書案第 12 号

戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを  
求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成24年3月23日提出

提出者	長沼町議会議員	中 崎 正 司
賛成者	〃	越 路 等

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

## 戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを 求める意見書

世界的な人口急増や開発途上国における生活水準の急激な向上に伴う世界的な食料争奪の時代は目前に迫っています。

我が国の食料自給率は既に40%をきり（平成22年度、カロリー一換算）、自給率向上へ向けて国内の農地を最大限活用し担い手が意欲を持って消費者の需要に応えられるような食料の供給体制を整備することが求められています。

民主党政権が行っている農業者戸別所得補償制度は、未だ制度が固定化されず内容的には政策効果に乏しいばらまき政策であり、農地集積が進まない等、多くの欠陥を抱えています。

今年の自民・公明・民主の三党合意では「政策効果の検証のもとに、必要な見直しを検討する」ことを約束したものの政策効果を十分に検証することもなく、平成24年度予算に戸別所得補償関連経費6,900億円を計上したことは、現政権に対する真意を疑います。

よって、政府に対し、早急に農業・農村の衰退を食い止め、農業政策の立て直しを図っていくためにも、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 「農業者戸別所得補償」は名称の変更を含め、国民の理解が得られるような制度とすること。
- 2 政権交代直後に大幅に削減された農業農村整備事業及び強い農業づくり交付金などに十分な予算を復活すること。
- 3 計画的な食料自給率の向上や農地の規模拡大、集約的農業など、目指すべき政策目標を明確にし、計画的に実現できるような予算編成・執行をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
国家戦略担当大臣  
内閣官房長官

各 通